平成２１年（フ）第３６９９号
名古屋市西区中小田井３丁目46番地の１　グランドハイツカトレア503号
債務者　青木　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
島根県出雲市東福町118番地６　県営牧戸住宅３―335、前住所島根県出雲市平田町185番地　アパートM―101
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時40分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４号
広島県福山市大門町６丁目９番４―201号、旧住所広島県福山市大門町６丁目15番19号　若草ハイツ101
債務者　山本　眞哉
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６１１号
北海道旭川市神居２条４丁目１番４号　ノヴェルカムイA101
債務者　平野　由香（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７３号
北海道旭川市春光台３条４丁目４番２号
債務者　早川　辰人
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７４号
北海道旭川市東光23条６丁目３番６号
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８５号
北海道旭川市東光２条９丁目１番14号
債務者　花田　剛直
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８７号
北海道旭川市末広４条８丁目８番６号　永大グリーンハイツ４・８
債務者　松本　定雄
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７号
茨城県土浦市卸町２丁目８番３号
破産者　柴沼物産株式会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２号
千葉県佐倉市栄町14―201、前住所千葉県佐倉市王子台１丁目27番地３　ダイアパレス京成臼井1105号
破産者　赤木　孝則
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２０８号
千葉県八街市八街い179番地５
破産者　恒陽建設株式会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１４号
千葉県成田市美郷台２丁目11番地３　スカイハイツみさと203号室、前住所千葉県習志野市実籾４丁目３番７―203号
破産者　岩切　昭弘
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１４号
千葉県東金市大豆谷276番地１
破産者　長尾　智子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第７７８７号
東京都文京区本郷３丁目３番11号ＩＰＢ御茶ノ水ビル４階
破産者　シーグランド株式会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２６４４５号
東京都渋谷区円山町28番１号
破産者　株式会社ＣＣＦ
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０２号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東３丁目51―24
破産者　竹本万里子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部